

保育所における屋外階段設置要件 に関する検討会(第1回)	資料2
平成25年12月13日	

保育所における屋外階段設置要件 について

1. 「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」について

日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)

○屋外階段設置要件の見直し

- ・ 事業所内保育施設を4階以上に設置する場合の避難用の屋外階段設置要件(国の助成要件)について、地方自治体の認可保育所の設置基準条例に合わせる見直しを直ちに行う。また、国が定める認可保育所の設備基準について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得る。

規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)

○事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し

規制改革の内容	実施時期
<u>事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。</u>	25年度中に検討・結論

2. 現行制度の概要（主に避難基準に関わる事項）

1. 現行の保育所設備運営基準（平成14年改正事項）

① 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要。

※ 建築基準法上、保育室等が3階以上にある場合は耐火建築物としなければならない。また、床面積の合計が300㎡以上の保育所は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない（建築基準法第27条）。

② 保育室等を2階以上に設ける場合について、以下のとおり。

※ 常用、避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならない。下線部分が14年改正部分。

※ 3階以上の場合、以下に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

14年改正前		現行	
2階	常用)屋内階段	2階	常用)屋内階段 <u>屋外階段</u>
	避難用)屋外階段 傾斜路等		避難用)屋外階段 傾斜路等 <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</u> <u>待避上有効なバルコニー</u>
3階以上	常用)屋内避難階段又は 特別避難階段	3階	常用)屋内避難階段又は特別避難階段 <u>屋外階段</u>
			避難用)屋外階段 <u>傾斜路等</u> <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段</u>
	避難用)屋外避難階段	4階以上	常用)屋内避難階段又は特別避難階段 <u>屋外避難階段</u>
			避難用)屋外避難階段

③ 保育所の調理室において、スプリンクラー又は自動消火装置及び延焼防止装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてよいものとする。

(参考)省令の規定

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)(抄)

※ 実際の保育所の基準は条例により各地方自治体が定めることとされている。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七 略

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

※ 下線部が14年改正部分

2階	常用	1 屋内階段 2 <u>屋外階段</u>
	避難用	1 <u>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</u> 2 <u>待避上有効なバルコニー</u> 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

3. 見直しの検討

1. 見直しの考え方

◎ 平成14年の児童福祉施設最低基準(保育所設備運営基準)の見直しにおける改正理由は、以下のとおりとされている。

【保育所の防災設備に係る最低基準改正案について(厚生科学特別研究「高層化等に伴う保育所施設の計画・設計上の配慮」研究班、検討委員会報告)(抜粋)】

①階段の構造

○ 今回、煙に汚染されにくい空間確保のため、現行認められている屋外階段及び傾斜路(3階以上の場合は屋外避難階段)と同等と評価できるものとして、

- ・ 屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段(注＝特別避難階段に準じた屋内避難階段)
- ・ 待避上有効なバルコニー

を追加する。

「屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段」については、階段室前に室を設けて階段室への煙の侵入を少なくすることで、階段室の安全性を高めている。

一方、バルコニーは、一時的な待避が可能であり、かつ、消防隊による救助も期待できるものである。

○ また、屋外階段について、現行最低基準では3階に保育室等を設ける場合は避難階段構造でなければならないが、3階の場合は耐火建築物であることを勘案し、避難階段構造であることを要しないこととする。

なお、4階以上に保育室等を設ける場合に関しては、屋上に屋外遊戯場がある場合等は格別、一般に外出の利便を損ないうることから、見直しの検討を行わなかった。

○ また、2階と3階で、(い)欄(注 常用欄)に掲げる階段の種類が異なるが、3階の場合は、地上へ避難するまでの時間が2階の場合より長くなることに配慮するもの。

○ なお、バルコニーは、建基法上は直通階段には該当しないので、保育室等から50m以内に直通階段を設ける必要がある。

2. 見直しの検討

◎ 合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について

現行4階以上に保育室等を設置する場合には、避難用としては屋外避難階段(建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段)のみが認められているが、これと同等の安全性を有するものとして、どのようなものが認められるか。

特に、3階に保育室等を設置する場合に認められている以下のものについて、認められるか。

① 傾斜路等

＝建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(非常用滑り台)

②(イ) 特別避難階段に準じた屋内避難階段

＝建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)

②(ロ) 特別避難階段

＝建築基準法施行令第百二十三条第三項各号に規定する構造の屋内階段

(参考)建築基準法における避難階段の設置に関する規定は以下のとおり(建築基準法第122条)。

建築物	避難階段の基準
建築物の5階以上の階(主要構造部が準耐火、又は不燃材料で作られている建築物で、5階以上の階の床面積の合計が100㎡以下である場合を除く。)	直通階段は、避難階段又は特別避難階段としなければならない。
建築物の15階以上の階	直通階段は、特別避難階段としなければならない。

※ ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計100㎡(共同住宅の住戸にあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている場合においては、この限りでない。

(参考)建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)(抄)

(避難階段の設置)

第二百二十二条 建築物の五階以上の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で五階以上の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)又は地下二階以下の階(その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下二階以下の階の床面積の合計が百平方メートル以下である場合を除く。)に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる直通階段は同条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物(階段室の部分、昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。))及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。)で床面積の合計百平方メートル(共同住宅の住戸にあつては、二百平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が〇・二平方メートル以下のものに設けられる法第二条第九号の二に規定する防火設備を含む。)で区画されている場合においては、この限りでない。

- 2 三階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる二以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。
- 3 前項の直通階段で、五階以上の売場に通ずるものはその一以上を、十五階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第三項の規定による特別避難階段としなければならない。

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第二百二十三条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 二 階段室の天井(天井のない場合にあつては、屋根。第三項第三号において同じ。)及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から九十センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第一百二十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々一平方メートル以内とし、かつ、法第二条第九号の二に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること

六 階段に通ずる出入口には、法第二条第九号の二口に規定する防火設備で第一百十二条第十四項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）から二メートル以上の距離に設けること。

二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。

三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡すること。

二 階段室、バルコニー及び付室は、第五号の開口部、第七号の窓又は第九号の出入口の部分（第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

三 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

四 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

五 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々一平方メートル以内で、法第二条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から九十センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第一百十二条第十項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

六 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

七 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。

八 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。

九 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第一項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。

十 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

十一 建築物の十五階以上の階又は地下三階以下の階に通ずる特別避難階段の十五階以上の各階又は地下三階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一（イ）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途に供する居室にあつては百分の八、その他の居室にあつては百分の三を乗じたものの合計以上とすること。